

東洋史研究

第七十六卷 第一號 平成二十九年六月發行

將軍から都督へ

——都督制に對する誤解——

山口正晃

はじめに

第一章 問題の所在

第二章 曹魏・西晉期における都督制

第三章 兩晉交代期における都督の變質

第一節 軍隊の變化

第二節 都督と刺史の結合

第四章 將軍から都督へ

第一節 將軍號の虛號化

第二節 將軍から都督へ

第五章 誤解の由來

第一節 史料の問題

第二節 認識の問題

おわりに

はじめに

魏晉南北朝史の研究において、軍事制度の柱である都督制の重要性は言を俟たない。事實、これまでに膨大な研究が蓄積されてきた。それぞれの時代における都督制の実態はかなり詳細に分析されている。にもかかわらず、では都督制とはいったい如何なる制度だったのか、明確な像を結び得ないと感じているのは筆者だけであろうか。實態を詳細に分析すればするほど、制度の規定は寧ろぼやけてしまっていると言わざるを得ない。

思うに、都督制の研究がここまで難解なものになってしまった要因の一つは、先學諸氏がいくつかの「誤解」に囚われてしまっていることにある。本稿では、魏晉南朝の都督制について、これら絡み合った複数の「誤解」を正して、都督制の明確な像を提示することを目標とする。まず第一章では、その具體的な論點について述べる。

第一章 問題の所在

都督制の研究史については、「小尾孟夫二〇〇一」において概略まとめられており、その後も多くの論考が発表されているが大勢にほぼ変化はない。紙幅の都合もあり、ここでは本稿と直接關わるものに絞って整理する。また各論點に關わる論争の経緯等についても極力省略し、結果のみを列挙して紹介する。各氏の論考は末尾参考文献一覽を参照されたい。

まず都督の制度的在り方について、獨立した官と見なすか否か、という問題がある。日本では小尾孟夫氏が都督を四征將軍の領職と見なして獨立した官ではなかったとするのに對して、越智・石井兩氏は獨立した官と見なす。中國では當初、嚴耕望氏を始めとして獨立した官と捉える研究が多かったが、唐長孺氏以後、都督は將軍の「加銜」あるいは「兼職」とする見方が増えてきた（董超、艾冲、閻步克などの各氏）。とはいえ、張鶴泉氏のように獨立した官と見なす向きも依然として絶えない²⁾。筆者はかつて、『晉書』職官志という根拠を示したうえで、都督は獨立した官ではなく將軍の領職であった

ことを述べ、都督就任者の實體は將軍に他ならないと指摘した「山口二〇〇三」。この點を再確認し、さらに補強することが本稿における論點の第一となる。尚この點と關聯して、「刺史が都督を兼任する」という言い方（あるいは理解の仕方）が特に日本の研究に散見する。確かに、將軍號を持つ刺史が都督を領することはあるが、刺史單體で都督を兼ねることは魏晉南朝を通じてないのであつて、あくまでも「都督とは將軍の領職である」と嚴密に認識すべきである。

では、漢代以來の傳統ある軍職であつた將軍に對して、いつどのようにして都督が軍事制度の主役の座を奪つたのか。大局としては、將軍號が虚號化するともに都督が主役となつた、とする見方で一致するが、時期が問題となる。壓倒的多數を占めるのが、曹魏初に都督制が成立した時點で、すでに將軍は虚號と化し、都督が主役となつたという見解。注目すべきは、これらのほとんどが無條件に、最初から都督を軍事制度の主役と見なしており、將軍についてはせいぜい都督就任者が持つ將軍の名號および官品に注目する程度であつて、軍職としての將軍には全く目を向けていない。例外的に、徐成氏は魏晉交代時に、また越智氏は東晉以降になつて都督が主役となつたとするが、これらは少數意見である。壓倒的多數の意見に従つたとき、ではなぜ、曹魏王朝は都督を「將軍の領職」という迂遠な形で制度化したのか、説明がつかない。むしろ、魏晉期においても將軍は依然として軍職の機能を保持していたと見るべきではないのか。そもそも將軍號の虚號化とはどういつた現象を指すのか。學界全體が、物事の一面にばかり注視するあまり、別の側面を見落としているように感じる。これが本稿第二の論點であり、當然それは第一の論點と密接に關聯する。

そして、三つめの論點。魏晉南朝の都督制を通觀した時、兩晉交代期を分水嶺として、その後では明らかに様相が異なる。曹魏・西晉期の都督制は中央集權的役割を果たし、兩王朝による統一事業に寄與してきたが、東晉以降は顯著に分權的性格を示す。日本における都督制の研究には概してこうした時代を區分する視點（王朝毎に區切るといふ意味ではない）が闕けており、各氏ともに、終始一貫して分權的性格を示す方嶺として都督を捉えている。⁽⁴⁾「分權的性格」と「方嶺としての側面」、兩者は表裏一體の關係にあるが、果たしてこれを鵜呑みにしてよいのか。これも實は第一、第二の論點と密

接に関わる。

さらに、兩晉交代期を境として都督がかように變質した要因・背景について。いま述べたように日本ではこうした問題意識は稀薄であるが、中國では祝總斌・陳琳國の兩氏を嚆矢として、曹魏・西晉期の都督制が果たした中央集權的役割に多くの關心が拂われてきた（童超、艾冲、王謹各氏）。各家にほぼ共通するのは、都督は中央軍を率いて地方に駐屯し、州郡兵を制御する役割を果たしていたという點⁵⁾。筆者も同じ見解を持つ。しかし、それが兩晉交代期を境として變質した要因・背景については、各家異口同音に「地方に常駐する都督が分權的性格を帯びるのは宿命である」といった論調で、都督が分權的の制度へと變質したのは既定路線であり、不可避のことだったと論じる（陳琳國、童超、姚・邱の各氏）。大局的な視點で見ればそれもまた一理あるが、これでは具體的な説明には全くなっていない。この都督制變質の具體的様相・過程を明らかにすることが、本稿第四の論點である。そしてこれが第三の論點と密接に関わるのは當然として、實は第一・第二の論點とも深い關係がある。

一篇の論文で論點が三つも四つもあるのは好ましくもないかも知れない。しかし今述べてきたように、これら四つの論點は互いに密接に聯關している。「將軍から都督へ」という大きな課題に取り組むためには四つの論點すべてを同じ組上に並べる必要がある。そして、これらの中一つ乃至二つの論點について正しい見解を示す研究は少なしとしないが、それらはいずれも他の論點では誤っていたり認識不足だったりしている。要するに、これら四つの論點を同時に解決する研究は、目下のところ一つもないのである。

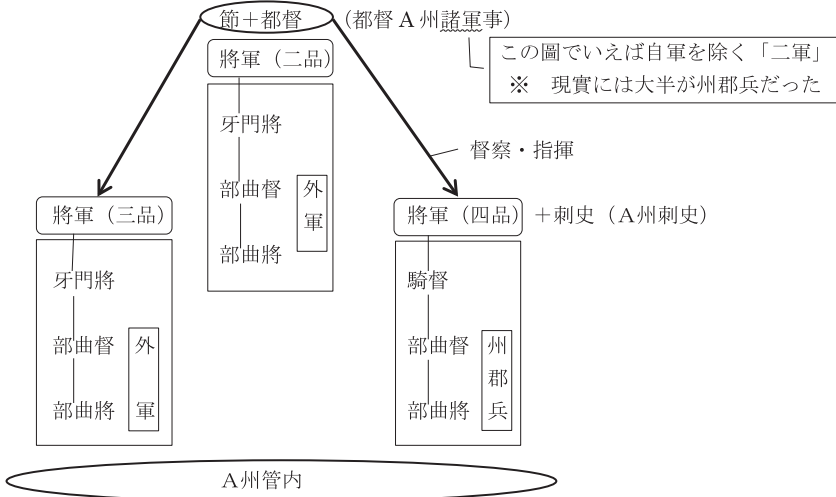
第二章 曹魏・西晉期における都督制

まずは曹魏・西晉期の都督制について、「山口二〇〇三」の中から必要部分を紹介するとともに、二、三の補足をしておく。「山口二〇〇三」で論證したことについて、それぞれの論據はここでは一々挙げない。⁶⁾

曹魏から西晉にかけて、中央軍には宮城に宿衛する「中軍」と、地方に常駐する「外軍」の二種が存した〔何茲全一九四八〕。また在地の兵力として、州郡兵が存在していた。本稿で扱うのは地方軍事長官としての都督であるため、注目すべきは外軍と州郡兵である。外軍を率いるのは「外號將軍」を持つ者、州郡兵を率いるのは「外號將軍」を持つ當地の長官（刺史・太守）。いずれにせよ、軍隊組織の頂点には將軍が鎮座し、その下に將校クラスの武官である牙門將・騎督、部曲督、部曲將が重層的に配置される形で一軍が編成されていた。別の言い方をすれば、一人の將軍によって率いられる一箇の軍隊が「一軍」であり、たとえば「五軍」「十軍」と史料に書かれてあれば、それぞれ具體的に五人、十人の將軍によって率いられる五箇・十箇の軍隊がそこにある。將軍はその原義通りに「軍を將いる」軍事長官として間違いなく機能していた。こうした軍隊組織から見ても、曹魏西晉期に將軍號が虚號化していたとする見解は受け入れ難い。

さて、こうして曹魏初（實際には後漢末）より、吳・蜀との國境を中心として、「一軍」を擁する將軍が各所に駐屯していた（大半は在地兵力たる州郡兵の將領として刺史・太守を兼任）。このような地方常備軍の存在は、言うまでもなく兩刃の劍であつていつその刃が朝廷に向けられるか分らない。そこで曹魏王朝は、それらを監視・督察（現實にはそこから指揮という職掌も派生する）するために信任の厚い者（たとえば宗室）を高位の將軍に任命して外軍を率いさせると同時に節を與えて督察權を付與し、現地に駐屯している各軍の頭上に据えた、それが都督なのである。つまり都督の實體は「節を與えられた將軍」であつた。節と同時に與えられる都督という職は、將軍府の參軍を増置するための肩書きであると同時に、管轄範圍を明示するための肩書きでもあつた。例えば「都督揚州諸軍事」であれば「揚州の諸軍の事を都督す」と訓じ、その「諸軍」というのは具體的に將軍によつて率いられる一軍一軍が想定されている。つまり、「揚州管内に存在している各軍」を都督する、ということである。これを圖式的に示したものが【圖一】である。

ちなみに曹魏初期、揚州方面であれば「東」、荊州方面であれば「南」、關中方面であれば「西」、の各「四征將軍」に對して節を與えて都督とするのが原則であつた。北方においても「北」を冠する「四征將軍」あるいは「北中郎將」を都



圖一 曹魏・西晉期都督制概念圖（將軍の官品はあくまでも例である）

督とすることがあるが、吳・蜀と國境を接していない点において他の三方面に比してその重要性は低い。それはともかく、實態として都督は小尾孟夫氏の言うように「四征將軍の領職」としての側面を持っていた。もっとも、それは實態としての一側面であって、決して都督制の本質ではない。つまり、四征將軍以外でも都督にはなれる。あくまでも、数多くいる將軍を束ねるために、その中で最も高位の將軍號（もしくは公）を持つ一人に節を與えて都督とするのであって、ここでは將軍どうしの名號の「上下關係」は重要であるが、名號の意味自体は本質的な問題ではないため、四征將軍でなくとも問題はないのである。

ここからは「山口二〇〇三」に對する補足説明をしたい。都督を獨立した官と見なす研究で必ずといってよいほど根據とされるのが、『宋書』卷四〇、百官志下および『通典』卷三七所載の晉官品・宋官品である。ここでは第二品として「諸持節都督」が記載されていることから、都督は官品を持つ獨立した官であるという結論が導かれる。しかし、その見方には首肯できない。

第五章第一節で詳しく述べるが、曹魏・西晉期の都督制に關して『通典』に據るのは非常に危うい。従って都督の官品を記す史料として検討に値するのは、『宋書』百官志下のみである。⁸⁾では、

劉宋の時に限って、例外的に官品が與えられたのだらうか。それはやや不自然と言わざるを得ない。實際、『宋書』卷一八、禮志五には、「驃騎・車騎將軍、凡そ諸將軍の大を加うる者：金章紫綬、五時朝服を給い、武冠・水蒼玉。」と將軍職については印綬や朝服の規定が存在するものの、都督の規定はない。⁽⁹⁾百歩譲って、假に劉宋時に官品が與えられたのだとしても、「本官の車服に従う」(『宋書』卷三九、百官志上)と規定される特進と同様、都督が本官たりえなかったことだけは間違いない。⁽¹⁰⁾筆者個人としては、寧ろ次のように考えている。『宋書』の問題の部分には「特進／驃騎・車騎・衛將軍／諸大將軍／諸持節都督／右第二品(筆者注…斜線は改行を示す)」と記されているが、これを改行せずに「諸大將軍持節都督」とすれば、それは都督を加えられた諸大將軍のことなので、第二品として問題ない。本來沈約がこのように記していたものが、流傳の過程で改行箇所が改められた可能性がある。⁽¹¹⁾

ここで参考になるのが、都督の職名表記である。通常、例えば「都督揚州諸軍事」のように表記する。これは「揚州の諸々の軍事を都督す」ではなく、「揚州の諸軍の事を都督す」と訓じるのだと右に述べた。こうした職名表記から想起されるのが、「録尚書事」である。「録尚書事(尚書の事を録す)」は獨立した官なのか。それ自體、品秩を持っているのか。本官を持たずに、それ單體で拜命することがあるのか。そこに俸祿や印綬・朝服の規定があるのか。答えは全て「否」である。官僚制度における都督諸軍事の位置附けを理解するうえで、「録尚書事」は一つの参考になる。⁽¹²⁾

以上により、都督が獨立した官ではなかったことが了解されよう。であるならば、第一章で述べたように「なぜこのような迂遠な形で制度化したのか」という問いかけが引き出されると同時に、將軍は軍職としての機能を失ってはいなかったことが豫想される。というのも、もし將軍が完全に虚號化していたならば、全く新しく獨立した官職として都督を創設したはずだからである。むしろ、次のように考えるべきではないのか。漢末魏初、虚號化の現象は確かに始まっていたとはいえ、いまだ軍事制度の柱は將軍であった。濫發により綻びを見せ始めた將軍制度を補完するための補助装置として、都督は制度化されたのである、と。

前章で紹介したように、曹魏・西晉期の都督制に中央集権的性格を見出だす研究の多くが、都督は中央軍を以て地方に駐屯して在地兵力を抑制していたと指摘する。本章ではそれを軍隊組織および都督の制度的な在り方から説明した。この時期の都督が中央集権的役割を果たし得た極めて大きな理由として、曹魏・西晉王朝が、曹操軍團に由来する強力な中央軍を擁していた點をここで強調しておきたい。

こうして見ると、次章で論ずべき事柄も自ずと誰の目にも明らかとなる。司馬睿が、自らの軍事力をほぼ持たない所から東晉政權を樹立したこと、したがって東晉の中央軍がかなり貧弱であったことは學界の常識といつてよい。つまり、都督制の中央集権的役割を保證する最大といつてもよい要素が、消滅したのである。その結果、都督制の分権的な側面が前面に押し出されることになる。次章ではその有り様について具體的に見てゆきたい。

第三章 兩晉交代期における都督の變質

第一節 軍隊の變化

兩晉交代期に起きた軍隊の變化について、既にそのあらましは分かっている。八王の亂から永嘉の亂を通じて、西晉正規軍は潰滅的な打撃を蒙った。こうした中で都督揚州諸軍事を拜命して江南に赴いた司馬睿は、赴任當初、直屬の軍事力をほぼ持つていなかった。その後、王導がその政治力によって巧みに江南土着の豪族を操り、彼らの軍事力を利用する形で東晉王朝が成立し得たこと、裏を返すと司馬睿直屬の軍隊即ち東晉政權の中央軍がかなり貧弱であったことは學界の常識に屬する〔川勝一九八二〕。つまり前章で述べたような、強力な中央軍（外軍）を地方に常駐させて州郡兵を抑制するといった状況はもはや東晉には當てはまらないわけで、東晉の地方常備軍といえ、原則として州郡兵以外には存在しなかった。本節ではこの點について述べたい。

まず中央軍の兵員不足について見てみよう。東晉は「晉」王朝の復興を標榜し、西晉王朝の政治制度を少なくとも形式上はそのまま踏襲した。前章で觸れたように、西晉においては京師宿衛の中軍と、地方に駐屯する外軍によって中央軍は構成されていた。これを踏まえて『晉書』卷六十七、温嶠傳を見ると、「今宿衛は寡弱にして徴兵するも未だ至らず」とある。これは明帝の太寧二年（三二四）、王敦の亂に際して温嶠が發した言葉であつて、端的に宿衛すなわち「中軍」の不足が述べられている。さらに王敦の亂が收束した後、温嶠は「軍國の要務」について七箇條からなる上奏を行い、その三番目に次のようにいう。

諸そ外州郡の兵を將いる者及び都督府の敵に臨むに非ざるの軍は、且つ田し且つ守れ。又た先朝は五校をして出でて田せしむ。今の四軍五校の兵有る者、及び護軍の統ぶる所の外軍は、二軍を分遣して出でしめ、並びに要處に屯せしむべし。

「四軍五校」とは前後左右軍の各將軍と、屯騎・歩兵・越騎・長水・射聲の各校尉のことで、中領軍將軍管下のいわゆる中軍である。元來それぞれ固有の營兵を持つはずだが、ここでは「兵有る者」という表記からして、「兵無き者」もいたことを示唆し、「寡弱」な中軍の現状がここからも窺われる。また「護軍の統ぶる所の外軍」すなわち曹魏・西晉期と同様、「外軍」と呼ばれる軍隊が護軍將軍の管下に存在して「中軍」ともども中央軍を構成していたことも分かる。しかし、これら中軍と外軍併せてその中から二軍のみを派遣して要所に駐屯させるというその姿は、曹魏・西晉期のそれとは大きくかけ離れている。温嶠の上奏の主眼は兵士に屯田させることによる財政問題の解決にあるのだが、それとは別にこの上奏文からは、兵員不足により「京師宿衛の中軍」と「地方常駐の外軍」という役割分擔が成り立っていない東晉王朝の現實をも讀み取れよう。ちなみにこの温嶠の上奏は「議奏多納之」とあつて多く採用されたことが記される中、本條が實施されたか否かは確認できないが、それは問題ではない。東晉中央軍の現状、すなわち外軍はもはや、全面的に地方に常駐する軍隊ではなくなつていたことを指摘できれば事足りる。

東晉の中央軍が寡弱であったのは自明のこととして、劉宋以後はどうか。劉宋は、いわゆる北府軍團を核として成立した王朝であって、東晉政權に比べると強力な中央軍を持っていたと見られる。しかし、その劉宋を含めて南朝各代においても、中央軍が地方に常駐していたことを窺わせる痕跡は見出だせない。むしろ、たとえば宋武帝・劉裕の遺詔に

征討有らば悉く配するに臺見の軍隊を以てし、行きて還らば舊に復せ。

〔宋書〕卷三、武帝紀下、永初三年（四二二）五月の條

とあるのが目を惹く。「臺見の軍隊」すなわち臺城（建康城）に現存する軍隊とは、とりもなおさず中央軍であるが、征討の必要があるときのみ、その必要に応じて派遣し、任務が終わったら臺城に戻すことが規定されている。要するに、曹魏・西晉期のように、大量の中央軍を地方に常駐させる體制はもはや東晉南朝では見られない、と結論付けてよい。¹⁴⁾

では、地方常備軍の實態はどうなったのか。今見てきたように外軍は地方から姿を消した。残るは州郡兵のみである。ただし、勿論それは西晉までの州郡兵と全く同じというわけではない。司馬睿は東晉政權を樹立するうえで、江南豪族あるいは華北からの流民集團の首領に將軍號を與えることにより、彼らの擁する私兵を體制内に取り込むというところを行っていた。注目すべきは、多くの場合、將軍號のみならず地方長官の官職も同時に授けていることである。江南豪族と流民集團と、一例ずつ挙げておこう。まず江南豪族については『晉書』卷五八、周玘傳に

玘復た郷里の義衆を率合し、（郭）逸等と俱に進み、（錢）璜を討ち、之を斬り、首を建康に傳う。玘三たび江南を定め、王略を開復すれば、帝其の勳を嘉し、玘を以て行建威將軍・吳興太守とし、烏程縣侯に封ず。

とあり、地元で義兵を興した周玘（義興の周氏）をそのまま吳興郡の太守に任命し、あわせて將軍號を持たせたことなどはその典型例である。また流民集團についても、『晉書』卷六十一、祖逖傳の

京師の大いに亂るるに及び、逖親黨數百家を率いて地を淮泗に避け、……泗口に達するに、元帝逆えて用て徐州刺史と爲し、尋いで軍諮祭酒に徵し、丹徒の京口に居らしむ。逖社稷の傾覆するを以て、常に振復の志を懷く。賓客義徒

は皆な暴桀勇士、逖之を遇すること子弟のごとし。……帝乃ち逖を以て奮威將軍・豫州刺史と爲し、千人の虜・布三千匹を給うも、鎧仗を給わず、自ら招募せしむ。仍りて本の流徙せる部曲百餘家を將いて江を渡り、……。

とある例などには有名であろう。最初に祖逖が徐州刺史に任命された際、ここには書かれていないが実際には將軍號もあわせて授けられていたようである。¹⁵その後、いったんは司馬睿丞相府の軍諮祭酒になったものの、ふたたび外に出て「奮威將軍・豫州刺史」となったうえで、北伐に向かっている。直屬軍隊を持たない司馬睿は、豪族や流民集團の首領に「地方長官十將軍號」を與えることによって彼らの私兵を手つ取り早く體制内に取り込むことを行っていた。

東晉の州郡兵は豪族の私兵や流民集團など、構成の面において曹魏・西晉期とは様相を大きく異にするが、その長官が「將軍號を持つ刺史・太守」である点では全く變化はないことに注目して頂きたい。こうした州郡兵以外に、地方に常駐する軍隊はいなかった。

第二節 都督と刺史の結合

さて、いよいよ「都督制の變質」の核心の一つに迫りたい。すなわち、曹魏・西晉期には中央集權的な作用を果たしていた都督制、西晉武帝の全國統一に寄與した都督制は、どのような過程を経て地方分權的な制度へと變質したのか。東晉以降の都督制が地方分權的になったことの「指標」として必ず語られるのが、刺史との結合である。¹⁶曹魏・西晉期の都督は必ずしも刺史を兼任しない、むしろ兼任しないのが常態であったが、東晉以降は例外なく必ず兼任するようになった、というのは各家の論じる所である。なぜ、こうした變化が生じたのか。その要因を闡明することが即ち、都督の「中央集權的制度から地方分權的制度へ」という變質の過程を明らかにすることになろう。

詳しくは次章で述べるが、東晉以降、將軍號を持っているからといって軍隊を持つとは限らなくなった。軍隊を持つ將軍と持たざる將軍とが混在する状況の中で、實際に軍隊を持っていたのはどのような將軍だったのか。言い換えると、軍

隊を持つためにはどのような条件が必要だったか。この点について、註(13)で引用した『晉書』郭默傳は非常に興味深い。いまあらためて再掲すると、

徵されて右軍將軍と爲るも、默邊將と爲るを樂いて、宿衛を願わず。召しに赴くに及び、平南將軍劉胤に謂いて曰く、「我能く胡を禦ぐも用いられず。右軍は禁兵を主り、若し疆場に虞有らば、使を被りて出征し、方に始めて配給せらる。將卒に素無く、恩信著れず、此を以て敵に臨むは、敗れざる有ること少なからん。……」と。

郭默は中軍の將領である右軍將軍では自分の部隊を専有することができないため、「邊將」となることを願った、とある。裏を返せば「邊將」になれば自分の軍隊を持つことができたということになる。「邊將」とは即ち軍隊を擁する地方長官、言い換えると將軍號を持つ地方長官と見てよいだろう。

東晉以降、軍號を持たない刺史・太守はそれを恥としたなどと言われるように、非常に多くの地方長官が軍號を持つに至ったのは有名な話である。¹⁷⁾これは地方長官に焦點を絞った見方であるが、逆に將軍の立場から見ると、軍隊を持つためには地方長官になる必要があった。なぜならば、前節で論じたように、東晉南朝においては中央軍は不足し、地方に常駐する軍隊は地方長官に率いられる州郡兵のみだったからである。つまり、將軍を拜命した段階では領兵權を得ただけであって、實際に軍隊を持つわけではない。現實に兵を領するためには、兵の存在する場所、すなわち中央軍もしくは地方長官のどちらかに赴任する必要があった。ただし中央軍だと自分の部隊を専有できない。今見た郭默の發言はこのような文脈で捉えたときによく理解できる。

地方常備軍は州郡兵のみとなり、外軍が地方に常駐することはもうなくなった。このような状況の中、都督に任命される對象となりうるのは、州郡兵を率いる地方長官以外にない。他に選擇肢はないのである。この意味においてこそ、東晉以降の都督が例外なく刺史・太守を兼任するようになったのは「必然の結果」であった、と言うべきである。¹⁸⁾曹魏・西晉期、都督は將軍に加えられる肩書であった。東晉南朝においてもその事自體に變わりはないが、但し地方に出て領兵する

將軍は必ず刺史・太守を兼任していたのである。要するに、都督と刺史が結合した背景には、將軍と刺史の結合があった。都督が將軍の領職であることを踏まえて初めて、こうした變化を理解することができる。

別の角度から見ると、そもそも都督督軍事は、強力な外軍の存在を前提とした上で、中央集権的作用を期待して曹魏王朝が制度化したものである。それが東晉南朝においては、貧弱な中央軍であるにもかかわらず都督制を繼續したがために、その在り方が大きく變わることとなり、分權的な方向へと大きく變質したとも言える。⁽¹⁹⁾

『宋書』卷二九、百官志上に記載される、軍府を開く際の規定についても、こうした文脈で捉えるとその表現する所がよく理解できる。

車騎より以下刺史と爲り、又た都督及び儀同三司たる者、官を置くこと領兵の如し。但だ都督と云ふのみにして儀同三司にあらざる者は、從事中郎を置かず。……⁽²⁰⁾

軍府を開くのは端的に言えば軍政執務のため、原則そこには軍隊が存する。『宋書』と『南齊書』には「領兵置佐」あるいは「置佐領兵」というタームがしばしば見られるが、これは兵を領することと府佐を置くこと（すなわち軍府を開くこと）とが密接に關聯していることを表している。⁽²¹⁾ ありていに言えば、軍府を開くことは領兵することと同義と見てよい。そのような目で見たときに、この記事冒頭の主語が「車騎より以下刺史と爲り、又た都督及び儀同三司たる者」となっているのは注目に値する。つまり、「車騎將軍以下の外號將軍で刺史を兼任する者」に對して都督および儀同三司が加えられた場合は云々、と述べているのである。さらに續けて「但だ都督と云ふのみにして儀同三司にあらざる者」とあるのも當然、「車騎將軍以下の外號將軍で刺史を兼任する者」がその記述の主體である。軍府を開くことができる（實際に兵を領する）のは「車騎より以下刺史と爲る者、すなわち將軍號を持つ地方長官であること、更にそれを前提として都督に言及している點に我々は注意を拂うべきである。⁽²²⁾ 都督と刺史の結合、その前提としての將軍と刺史の結合がこの記述に端的に表れている。

第四章 將軍から都督へ

第一節 將軍號の虚號化

本章では、兩晉交代期に生じたもう一つの重大な都督制の變化、すなわち都督が軍事長官の主役の座を將軍から奪った現象について説明する。

まず述べなければならぬのが、將軍號の虚號化問題である。この問題については近年、閻步克・陳奕玲の兩氏がまとまった見解を提示している〔閻步克二〇〇二・四一〇―四七二〕〔陳奕玲二〇〇二〕。將軍號の虚號化とは兩氏の言葉を借りれば「軍號の散階化」、すなわち將軍という官職が「軍職」から「軍階」へと變化した現象を指す。²³⁾ただし、注意しなければならぬのは、軍職としての機能を喪失することと、軍階化すること、この二つの現象は確かに密接に關聯しているものの、決して同義ではない、ということである。將軍が軍職として機能しつつ、同時にその名號が序列化され、將軍號保有者の黜陟狀況がそこに反映されるということは十分あり得るし、實際にそれはあつた。本稿で注目するのは、軍階化の側面ではなく、將軍の軍職としての機能の喪失である。「將軍から都督へ」という課題に取り組む際、こちらの方が本質的に重要であるの言うまでもない。²⁴⁾

この點については閻氏より陳氏の方が詳しく論じている。以下、陳氏の見解を簡単に紹介する。漢代以來の軍職として將軍、校尉、軍司馬、軍假司馬、別部司馬などがある。南朝においては、これら従前の軍職は明確に軍階化し、代わって軍主や隊主といった名稱の軍職が現れる。その間に挟まれる魏晉期こそが、これら舊來の軍職が次第に「軍階化」していった移行期である。具體的には、三國前期まで舊來の軍職は依然として軍職の性質を保持していた。しかし魏末までには、まず軍司馬や別部司馬といった軍職が、牙門將・騎督・部曲督・部曲將といった軍職に取って代わられる。²⁵⁾そして將

軍については西晉以後、まず下位の八品將軍から軍階化が始まるのだが、五品以上の將軍はなお西晉期においても軍職としての性質を保持していた。⁽²⁶⁾ そうして、遅くとも南朝には上位の軍號も含めて軍階化が完了する、と。

注目すべきは、西晉期には五品以上の將軍はなお軍職であったと述べている點である。具體例として『晉書』卷三十三石超傳、同卷三七司馬緝傳、同卷五八周訪傳の三つ——いずれも兩晉交代期において五品將軍が一軍を率いる事例——を擧げる。ただし、それと同時に氏は「實際にはその當時、このように軍號を以て直接領兵するやり方は徐々に少なくなりつつあった」とも述べ、結論としては、遅くとも南朝には虚號化が完了する、とする。要するに、虚號化が進行してゆく過渡期において偶々確認される事例として上記三例は位置附けられる。氏の理解としては兩晉期を通じて下位の將軍號から上位に向かつて徐々に虚號化が進行してゆき、南朝初までにはそれが完了したということであろう。

筆者はこれに對して、「徐々に」ということではなく、「兩晉交代期」という劃期を重視する。西晉末まで五品以上の將軍號は軍事長官としての機能を全く失つていなかった。陳氏の擧げる三例は偶々確認される事例ではない。ここで特に力説しておきたいのが、西晉武帝が平吳後に行つた、いわゆる「州郡兵撤廢政策」である。「唐長孺一九八三」以來、この政策が意味するのは「地方長官による將軍兼任の廢止」すなわち地方長官から軍事權を取り上げた（軍民分治）ことであるというの⁽²⁷⁾は定説になっている。とするならば、逆に言えばこの時點でなお將軍は軍職として機能していたはずである。およそ將軍號の虚號化といへば、漢末三國に大きな劃期を求める見解がしばしば見られる。軍階化という側面から見れば、それはその通りである。漢末三國初に將軍號が濫發され、様々な名號が創設された。それらが整理・序列化されて、「軍階」としての側面が強くなったのは事實である。しかし、軍職としての側面から見ると、その後も相變わらず軍隊組織の頂點には將軍が鎮座していた。明らかに西晉末まで將軍は虚號化などしていなかったのである。

しかし兩晉交代期、すなわち二度目の將軍號の濫發期に、將軍號全體の軍階化と同時に虚號化が生じることになる。例えは、『晉書』卷六三、郭默傳には

默家人を棄て、單馬もて馳せ去る。默京都に至るに、明帝征虜將軍を授く。劉遐卒すれば、默を以て北中郎將・監准北軍事・假節と爲さんとするに、遐の故の部曲李龍等謀反す。默に詔して右衛將軍趙胤と之を討平せしむ。

とある。これは東晉初期の事例であるが、「單馬」で逃げてきた郭默に對して東晉明帝は征虜將軍（第三品）を授けている。このとき朝廷が彼に兵を授けなかつたのは、東晉政權の貧弱な現有兵力からして明らかであろう。それはまた、直後の顛末からも窺われる。すなわち、朝廷が郭默を「北中郎將・監准北軍事・假節」に任命して、劉遐がもと擁していた兵を郭默に與えようとしたが兵士たちが反亂を起こし、朝廷は禁軍（右衛將軍趙胤）を派遣して鎮壓した、という。

要するに、東晉政權が擁する兵力が寡弱である状況下で、將軍號の濫發という現象が起きると、畢竟それは軍隊を持たない將軍を生み出すことになる。ここに至って、上位の將軍號（二品～五品の外號將軍）もまた軍階化および虚號化の波に呑み込まれることとなったのである。

ただし、この期に及んでなお、將軍號が「完全に」虚號化したわけではないことに留意しなければならない。例えば『宋書』卷六〇、范泰傳には

出でて東陽太守と爲る。盧循の難、泰預め兵千人を發し、倉を開きて粟を給す。高祖泰に振武將軍を加う。

とある。東晉末期の盧循の亂に際して、東陽太守であった范泰はもとも將軍號を持つておらず、兵を領していなかったが、危急の時に當って獨自の判斷で徴兵して官倉から彼らの手當を支給したのである。これに對して當時の實權者であった劉裕が取つた措置は、范泰に振武將軍（第四品）を與える、ということであった。軍事指揮權を制度上裏附けるものは依然として將軍號であつたことが分かる。つまり、將軍號を有しているからといって必ずしも軍隊を持つているとは限らないが、軍隊を指揮するためには將軍號が必要だつた。こうした状況をふまえて、實際に軍隊を持つている將軍に對しては「軍主」という新たな軍職が加えられることとなつた〔宮川一九五六〕。逆に言えば、そもそも將軍號を持つていない軍主はいない、ということである。

實際のところ、こうした状況は南朝末まで繼續したと考えられる。それは、軍府僚佐の側面から見ると分かりやすい。例えば『南齊書』卷一六、百官志では驃騎將軍から四鎮將軍までの外號將軍號を列擧した後に軍府僚佐に關する規定を記し、さらに續けて四安將軍から龍驤將軍までの將軍號を列擧した後にも「凡そ諸小號も、亦た府を置く者有り」と記す。⁽²⁹⁾ また『隋書』卷二六、百官志上では陳制を記す中で將軍府僚佐が見える。⁽³⁰⁾ つまり、軍府を開くという行爲はあくまでも將軍という官職に由來するのであつて、裏を返せば軍府を開くためには將軍號が依然として必要だつた。前章で述べたように、軍府を開くことと領兵することはほぼ同義と見てよい。従つて、東晉から南朝末に至るまで、將軍號は軍隊を持つ十分に條件ではなくなつたが必要条件ではあり續けたことになる。實際、『隋書』卷一一、禮儀志六に載せる陳制には「諸そ四品の將兵都尉・牙門將・崇毅……廣野（等の將軍）は、兵を領すること五十人に滿つれば、銀章を給い、五十に滿たざれば、除板するのみにして、章を給わず、朱服、武冠。」とあつて、五十という數字は一軍の長という姿からは程遠いが、少なくとも將軍が領兵權と切り離されていなかったことは明らかである。⁽³¹⁾ 従來、將軍號の「虛號化」といえば軍階化の側面にのみ關心が集中し、あたかもそれが軍職としての機能を喪失することと同義であるかのごとく論じられてきた。そうした先入觀に支配された認識は改めるべきである。⁽³²⁾

本稿の副題は「都督制に對する誤解」であるが、都督制が將軍制の補助裝置であり、兩者が一體不可分の關係にある以上、ここには當然「將軍制に對する誤解」も含まれる。將軍制を正しく理解しなければ、都督制の姿も見えては來ない。

以上を要するに、後漢末という最初の濫發期に將軍の「名號」が激増した。魏成立時、九品官人法の施行においてそれらは淘汰・整理されるとともに官品において明確に序列化され、軍階としての運用が始まつた。それと同時に、下位（第八品）の將軍號においては虛號化も始まつたが、五品以上の將軍は依然として一軍の長官であつた。そして兩晉交代期という第二の濫發期に、上位の將軍號（第二―五品）もまた「一定程度」虛號化することとなつた。「一定程度」とは、軍隊を持つうえで十分條件ではなくなつたが、必要条件ではあり續けた、ということである。將軍號を持つてゐるからといつ

て領兵しているとは限らないが、領兵するためには制度上、將軍號が必要であつた。⁽³³⁾そして、こうした狀況が南朝末まで繼續した——言い換えると、將軍號が「完全」に虚號化すること、領兵するための必要條件ですらなくなることは魏晉南朝を通じて最後までなかった——これが筆者の考える將軍號虚號化のあらましである。この流れを踏まえると、實質的な軍事長官が將軍から都督へと交替したのは、五品以上の將軍が軍隊を持つうえでの十分條件でなくなった兩晉交代期ということになる。次節ではこの様子について見てゆこう。

第二節 將軍から都督へ

第二章で、都督は將軍に與えられる職であつたことを述べた。そして前節では、南朝末まで將軍は軍隊を持つうえで必要條件であり續けたと結論附けた。従つて、都督が「將軍の領職」という枠を超えることは、魏晉南朝を通じてなかった。魏晉南朝を通じて將軍と都督は一體不可分の關係であり續けたのである。「將軍から都督へ」という交替劇は、將軍一色に染められた頁を一枚めくると次には都督一色の頁が現れ、もはやそこには將軍の姿は片鱗もない、そのような單純な筋書きによる鮮やかな交替劇などでは決してない。もつと複雑で、曖昧で、様々な條件の附せられた筋書き、思い込みを捨ててて虚心に見なければ、「視れども見えず」という代物であることを強く認識しておく必要がある。

閻步克氏は、傳統的には將軍こそが領兵の官であり、都督は將軍の「加銜」であつたが、都督制の發達と將軍號の虚號化によつて兩者の輕重は逆轉し、都督が本職となつて將軍號は都督の位階となつた、と説明する「閻步克二〇〇二・四二〇—四二二」。筆者もこの筋書きに基本的に同意する。ただし、閻氏はその時期について明記しない。漢末から東晉にかけての長いタイムスパンを想定しているようである。これに對して前節では、軍隊を持つうえで將軍が十分條件でなくなったのは東晉初期であり、西晉末までは必要かつ十分條件であつたことを述べた。したがつて、都督が將軍から軍事長官の主役の座を奪つた時期は明確に東晉初期に限定すべきというのが筆者の見解である。

ただし、くだいようだが、都督は將軍の領職として制度化され、その形は南朝末まで繼續した。また將軍は南朝末に至るまで軍隊を持つための必要條件ではあり續けた。都督が制度化された時点で將軍が虚號化していなかったのは勿論、都督が主役の座を奪った東晉以降においても、將軍と都督の關係性は少なくとも表面的には變わりない。⁽³⁴⁾「將軍から都督へ」という交替劇が「曖昧な筋書き」であると稱する所以である。

そうした中で、分かりやすい、目に見える變化がある。それは、刺史(太守)との關係性である。魏晉から少なくとも劉宋までは、單車刺史は第五品で領兵刺史は第四品であった。⁽³⁵⁾これは、刺史が將軍號を持つとその官品が上昇する、ということである。一方、『隋書』卷二六、百官志上に記す陳制では、たとえば揚州刺史の原注に

凡そ單車刺史は、督を加うれば一品を進め、都督なれば二品を進め、持節・假節を論ぜず。
とあり、また會稽太守の原注にも

督を加うれば進みて第四品雍州の下に在り、都督を加うれば進みて第三品南徐州の下に在り。諸郡若し督及び都督とならば、皆此の差次を以て例と爲す。

とあることから、陳代には刺史・太守は基本的に督を加えると官品が一品上がり、都督であれば二品上がる決まりであったことが分かる。このように、魏・晉・宋と陳とで比較すると、刺史の官品上昇の條件が將軍から都督へと明確に移行している。⁽³⁶⁾これはまさしく、軍事長官の主役の座が將軍から都督へと交替したことを明確に物語っている。

しかし、やはり單純な筋書きでは決していない。この官制上の變化が生じたのは恐らく梁武帝の官制改革時である蓋然性が高い。⁽³⁷⁾少なくとも劉宋までは變わっていなかった。とすると、軍事長官の主役の座が「將軍から都督へ」移行したのは東晉初期であるという筆者の考えと一致しない。この差はどこから生じるのか。實際のところ、南朝初期において既に將軍號全體が個人の位階を表す軍階として運用されていた「閻步克二〇〇二」「陳奕玲二〇〇二」「藤井二〇一三」。そうした意味からいえば、『宋書』の規定が魏晉と一致するのは前時代の殘影と言うべきであろう。「制度と實態の乖離」がここ

にはある。こうした乖離を解消したのが梁の官制改革であった。實態が先に變化した（東晉初期）のを追いかけて、後から制度が改革される（おそらく梁）、その典型例である。

例えば、同時代の人々ほどのように認識していたのだろうか。「軍民分治」に關する次の史料から、その一斑が窺われる。まず『三國志』卷一六、魏書・杜恕傳には

俄かにして鎮北將軍呂昭又た冀州を領するに、（恕）乃ち上疏して曰く、「……臣前に州郡を以て兵を典れば、則ち軍功に専心し、民事に勤めず。宜しく別に將守を置き、以て治理の務を盡くさしむべし。而るに陛下復た冀州を以て呂昭に寵秩す。冀州 戸口は最も多く、田は多く猥闢せられ、又た桑棗の饒り有り、國家徵求の府にして、誠に當に復た任ずるに兵事を以てすべからざるなり。若し北方 當に須らく鎮守すべきを以てすれば、自ら大將を專置して以て之を鎮安せしむべし。……」

とある。鎮北將軍の呂昭が冀州刺史を兼任せんとするに當つての事例である。曹魏時期において「軍民分治」を説く場合、その對象となるのは將軍であつた。これに對して、『晉書』卷六七、溫嶠傳には彼の上奏として

豫章は十郡の要なれば、宜しく刺史を以て之に居らしむべし。尋陽・濱江は、都督應に其の地に鎮すべし。今州を以て府に帖し、進退便ならず。且つ古 鎮將は多く州を領せず、皆文武の形勢同じからざるを以ての故なり。宜しく單車刺史を選びて別に豫章を撫し、専ら黎庶を理めしむべし。

とある。これは東晉初期の事であるが、すでに將軍ではなく、「都督と刺史」との別任を問題としてゐる。このように、同じ「軍民分治」の理想を説く際に、その對象が「將軍」から「都督」へと變化している。東晉初期において既に、實質的な軍事長官は將軍から都督へ移行したと認識されていたことが分かる。そしてそれは、前章で論じた都督と刺史の結合という現象を通すことによつて、はつきり見えて來るのである。

ここで改めて『隋書』所載の陳制を眺めてみると、もう一つ、重要な變化を指摘できる。それは、都督の加えられる對

象が將軍ではなく、刺史・太守として記されている、ということである。前節で述べたように、恐らく規定としては魏晉南朝を一貫して、都督は將軍に加えられる職であった。しかし現實問題として、東晉以降に都督となる將軍は必ず刺史・太守を兼任しており、しかも將軍號そのものは位階化していたため、「刺史・太守に都督が加えられる」と人々は認識するようになっていた。『隋書』陳制の記述には、「將軍から都督へ」（事實上の軍事長官）という變化と、「將軍から刺史・太守へ」（都督就任者の實體）という二つの變化が同時に反映されており、両者は密接に關聯している。「將軍から都督へ」という變化はそれ單獨で抽出して理解できる現象ではなく、刺史・太守をそこに介在させる必要がある。無條件に「軍事長官が變わった」と理解すべきでなく、あくまで「地方軍事長官」に限定して理解すべき事柄なのである。事實、中央禁軍も含めてあらゆる局面で、都督という獨立した軍事長官が將軍に取って代わって活躍するなどという事態は、どの時代にも生じていない。

第五章 誤解の由來

以上、兩晉交代期に生じた都督制にまつわる變化を見てきた。先行研究に見られる誤解を改めてもう一度確認しておくこと、一、都督を獨立した官と見なすこと。二、曹魏初の時點ですでに將軍號は虚號化し、都督が軍事制度の主役であったと考えること。三、魏晉南朝の都督制を一貫して、分權的制度として捉えること。大きく言えばこの三つがある。先行研究は例外なく、この三つのうち少なくとも一つを犯している。では、なぜかくも多くの先學諸氏が、こうした誤解に囚われてしまったのだろうか。これらの誤解を導く要因について、最後に一言しておきたい。

第一節 史料の問題

21
まず、史料上の問題から説明する。先行研究に一貫して見られるのは、正史職官志・百官志の類を輕視し、専ら正史列

傳等から具體例を集めて歸納的に分析する傾向、もしくは時代の推移に伴う制度の變容をあまり意識することなく、『晉書』『宋書』『南齊書』の各職官志・百官志の一部を抜粹して、自分の都合に合うよう利用する傾向である。晉代の都督であれば『晉書』職官志を、劉宋には『宋書』百官志を、南齊は『南齊書』を用いるという当たり前の姿勢に闕けており、例えば曹魏・西晉期の都督を論じるのに『南齊書』を引用する研究も少なくない。恐らくその根底には、「歴代正史の職官志・百官志には都督制の記載に不備がある」という偏見がある。そのため、具體例から歸納しようとする。また制度の變容をあまり意識していないために、近接する時代の史料を安易に利用するのであろう。

實際のところ、上記三種正史の中、『晉書』と『南齊書』に都督の項目は立てられていないため、何等かの不備がそこにあるように感じられる。しかし、これこそが本稿で繰り返して主張してきた「都督は獨立した官ではない」ことを傍證するものとして重視すべき事實である。「あるはず」という思い込みで見ると不備のように思えるが、それがありのままの事實を反映していると思つて見れば、決して不備などない。先入観を捨て去る必要がある。事實、他の官職同様、都督制についても、その淵源・沿革に關する記述は上記三種正史のいずれにも明確に記されている。⁽³⁸⁾『晉書』職官志・『宋書』百官志・『南齊書』百官志のいずれにも不備はない。且つ本稿で見えてきたように、都督制は時代とともに（特に兩晉交代期を境に大きく）變化している。ならば、晉・宋・南齊各代の都督について、『晉書』・『宋書』・『南齊書』をそれぞれ根本史料とすべきであつて、自分の主張に合わせて適宜各所から抜粹してよいはずがない。

たとえば、註(38)で引いた都督制の淵源・沿革に關する記述がどこに置かれているか見てみよう。『晉書』職官志では「四征鎮安平加大將軍不開府・持節都督者」の條中でそれが説明されており、都督としての獨立した項目は立てられていない。これは都督が獨立した官でないこと、さらに都督の肩書が與えられるのは原則として將軍、特に四征將軍が中心であつたことを物語る。『宋書』百官志では、「驃騎・車騎・衛將軍／諸大將軍」と所謂「四征將軍」の間に「持節都督」の項目が立てられる。『宋書』で都督の項目が獨立して立てられていることを以て、劉宋時期の都督は獨立した官だったな

どと見なすことはできない。³⁹⁾寧ろ、獨立した項目でありながら、且つ將軍と將軍に挟まれるという記載位置は、都督が將軍制度を構成する一つの要素であることを浮彫りにする。ちなみに四征將軍の前に都督の項が置かれるのは、四征將軍との結びつきが弱くなった事情を反映している。いずれにせよ兩書より、都督が將軍制の補助装置であったことが読み取れる。

一方、『南齊書』百官志では「州牧・刺史」の條に附置される。記載箇所だけ見ても前二者とは明らかに一線を劃する。その結果として、「刺史の任重き者は使持節都督と爲り…」と、都督となる主體に刺史を置いて敘述しているのも目を惹く。都督就任者の實體が既に刺史（嚴密に言えば將軍號を持つ刺史）へと移行していた様子が明確に読み取れると同時に、それを「魏晉の世」と記していることから、蕭子顯が曹魏・西晉期の都督を正しく理解していなかったことも明らかとなる。第一章でも觸れたように、日本の研究では「刺史が都督を兼任する」という言い回しがしばしば見られるが、その史料の根拠は『南齊書』のこの記述にある。しかし本稿で見えてきたように、これは明らかに東晉以降の實態を反映している。これを以て曹魏・西晉期に適用することは決して許されない。次節では都督を無條件に方鎮と捉える見方の非を指摘するが、都督の本官を刺史と見る視點はここにつながるものであり、その意味でも嚴に戒めるべきである。

都督就任者の實體が「將軍から刺史へ」と變化したのは、兩晉交代期である。では、なぜ今見たように『晉書』と『宋書』が一致し、『宋書』と『南齊書』の間に斷絶が認められるのか。實際には、『宋書』百官志においても軍府僚佐の規定を記すくだりで、都督就任者の實體を「將軍號を持つ刺史」と記していることを第三章第二節で紹介した。この點では寧ろ『宋書』は『南齊書』に近い。つまり、『宋書』には「曹魏以來の制度の在り方」と「東晉南朝の實態」の兩方が記されているのに對して、『南齊書』では當時の實態のみが記されている。⁴⁰⁾前章第二節で述べた、「實態と制度の乖離」がここにも顔を出している。以上を要するに、時代を追って變化していった都督制の在り方が、『晉書』『宋書』『南齊書』の記述の上に明確に反映されている。

このように見てきたときに、曹魏・西晋期の都督制に關する従来の研究では、『晉書』職官志があまりにも輕視されていることに氣づく。多くは『宋書』『南齊書』、さらには『通典』などの史料を適宜、自分の主張に都合の良い部分を抜粋して利用しており、『晉書』を使うにしても部分的な利用にとどまる。『晉書』職官志を全面的に利用して曹魏・西晋期の都督制を論じているのは管見の限り拙稿「山口二〇〇三」と「張鶴泉二〇一三」⁴¹くらいであろうか。『晉書』がここまで輕視されてきた理由は、右記「不備がある」という思い込みの他に、唐代に編纂されたという事情もあるのだろうか。しかし編纂されたのは唐代であっても、所謂「十八家舊晉書」など原史料をもとに編纂されたこともまた周知の事實である。そもそも、『晉書』の列傳を利用して具體例は集めるけれども職官志は信用できないから利用しない、というのでは矛盾している。ちなみに、註(38)に引く『晉書』と『宋書』の都督制の淵源・沿革に關する記述がほぼ一致する所から考えて、兩者が同系統の史料に基づいていることは間違いない。従って『宋書』百官志は信用するけれども『晉書』職官志は信用しない、というのも筋が通らない。もっとも、『宋書』ならばまだ良い。ここには「魏晉以來の都督制」も一應記されている。困るのは、曹魏・西晋期の都督制を論じるのに、『南齊書』を利用することである。ここに書いてあることは、南朝における實態を反映していること、蕭子顯はそのことを自覺せずに「魏晉の世」について語っていること、これを現代の我々は正しく認識しなければならない。

曹魏・西晋期の都督制を検討する際、『南齊書』と同じく據るべきでないのが『通典』である。『通典』が唐代史の極めて重要かつ有用な史料であるのみならず、魏晉南北朝史に關しても往々にして重要な記述を含んでいることは、筆者も承知している。しかし、こと曹魏・西晋期の都督制に關しては、一切據るべきでない。唐代の都督といえは特別州の長官のようなもので、それ自體が官品を持つ獨立した官、しかも地方長官である。杜佑は、その頭で魏晉南北朝期の都督を論じている。刺史との結合という實態から見て、曹魏・西晋期より東晉南朝の都督の方が、唐代の都督に近い。その結果である、東晉南朝の都督制を「魏晉」期に當て嵌める記述が散見する。例えば、『南齊書』の「魏晉世、州牧隆重、刺史任

重者：」の文章はほぼそのまま引用されており、「魏晉の世」から既に都督就任者の實體が州牧刺史であるかのように記述されている。さらに性の悪いのは、前章で紹介した陳制、すなわち單車刺史に督を加えれば一品上昇、都督であれば二品上昇という一文を擧げて「魏より以來」などと述べている。⁴³要するに杜佑は、南朝都督のイメージを安易に曹魏・西晉期に投影しているのである。にも関わらず、利便さからか、あるいは信用できるという「盲信」からか、曹魏・西晉期の都督を論ずる際に『通典』を引用する先行研究も少なくない。斷固として戒めるべきである。

膨大な研究蓄積がありながら、魏晉南朝期の都督制に對する明確な像を結び得なかつた主な原因の一つには、このように史料に對する誤解・理解不足があつた。具體例を集めて歸納的に分析するのも當然必要であるが、およそ制度史の手法として、當該時期の職官志・百官志を土臺に据えないということはあり得ない。

第二節 認識の問題

以上は史料上の問題であつたが、ここからは現代の我々研究者の視點について述べたい。現代歴史學における都督制研究の嚆矢といえ、やはり「嚴耕望一九九〇」であらう。⁴⁴勿論全ての誤解の責任を嚴耕望氏一人に歸せんとするつもりは毛頭ない。しかし、氏の體系的かつ詳細な研究は後進に對して絶大な影響力を依然として保っており、今日まで蓄積されてきた都督制研究を方向附けたのはやはり、嚴氏であると言つても過言ではない。その意味において、嚴耕望氏の研究についてここで一言しておく必要がある。

氏の都督制研究における關心の所在は、その書名が端的に示すように「行政制度」の解明にあつた。「石井二〇〇七」「石井二〇〇九」は嚴氏の研究動機を二〇世紀前半の中國における軍閥跋扈の状況に見出だすが、要するに純然たる軍事制度として都督にアプローチするのではなく、地方軍政體（すなわち方鎮）として都督を最初から位置附けている。氏の研究で都督區を州の上位の行政區劃と位置附けているのはまさしくその表れである。ここには當然、前節で論じた史料上

の問題も関わってこよう。その面から言えば嚴氏自身が、蕭子顯や杜佑によつて誤解「させられた」被害者と言えなくもない。⁴⁵ もちろん嚴氏は『晉書』職官志も『宋書』百官志も部分的に引用している。ただ、氏が描いた都督制像を俯瞰するに、魏晉南朝を一貫して分權の方鎮として位置付けている。⁴⁶

こうして嚴氏の提示した都督制像が、以後の都督制研究を方向付けることになった。筆者の見たところ、都督を無條件に方鎮と捉える視點はかなり深刻である。例えば、都督の制度内容について最も核心に迫り、都督は將軍の領職であるという認識に至っていた小尾孟夫氏でさえ、都督を方鎮と見る呪縛に囚われてしまっている。その結果が、氏の提唱する「州都督」と「征討都督」という概念である。曹魏より始まった「州都督」は兩晉交代期に大きな變化を遂げて、「多州都督」が出現すると同時に、臨時の「征討都督」が創設された。大雜把にいえは氏の理解はこのようになろうか。愚考では、こうした概念規定が有効となるのは東晉以降である。東晉南朝における常置の都督は刺史・太守と密接不可分の關係にあるため、「州都督」と呼んでよからう。またその對比で、刺史・太守とは原則關係しない臨時の「征討都督」が時々に応じて派遣されたのも事實である。しかし、曹魏・西晉期にまで州都督の概念を敷衍するのは大きな問題がある。なぜならば、この時期の都督は、現實の局面においては確かに地方に常駐し、表面的には固定の治所を持っていたかのように見えるものの、都督の實體が「外軍を率いる將軍」であるという觀點からいえば、地方に常駐するのはあくまでも戦時下における權宜の制とみるべきだからである。つまり曹魏・西晉期の都督は「州都督」と「征討都督」の兩方の側面をそれぞれ部分的に兼ね備えていたが、東晉に至つて兩者が分化した、と理解すべきである。結局のところ、氏もまた東晉南朝期の都督像を曹魏・西晉期に投影してしまっていると言わざるを得ない。

別の切り口から見よう。後漢末の混亂以來、地方に軍閥が割據し、地方分權的な様相が中國社會を支配するようになった。西晉統一期を例外として、大雜把にいえは魏晉南北朝時代は刺史や太守といった地方長官が軍事權を併せ持つ「軍民兼治」の時代だったといつてよい。ところが都督制に着目すると、曹魏・西晉期と東晉南朝期とでその在り方は大

大きく異なる。前者では都督と刺史の兼任は原則としてなく、軍民分治を體現していたのに對して、後者では必ず兼任するようになり、逆に軍民兼治を代表する制度に變質した。後者はともかく、前者を方鎮と捉えることが果たして妥當なのか。後漢末期において既に、社會の潮流は「軍民兼治」へと流れており、多くの刺史が將軍號を持つようになっていった。そうした中で、爲政者は間違いなく軍民分治を目標としていた。西晉武帝が全國を統一した際、たちどころに軍民分治を實現したのはその證左である。こうした文脈において曹魏初、都督制は爲政者によって創設された。その意圖は言うまでもなく軍民分治にあった。つまり、三國鼎立という、現實的に軍民兼治を認めざるを得ない状況下で、爲政者は地方分權へと流れゆこうとする社會の潮流を押し止め、中央集權へと向かわせるべく都督制を創出したのである。⁴⁷本稿で繰り返し述べてきたように、強力な中央軍を以て地方を抑える都督は、間違いなく中央集權的な作用を果たしていた。このような都督を、方鎮と捉えてよいのだろうか。確かに都督は表面的に方鎮に見えなくもない。しかしながら、これは都督の持つ一面に過ぎない。思うに、この側面には曹魏・西晉期の都督制の本質は存しない。

最後に改めてもう一度觸れておきたいのが、都督を獨立した官と見なす誤解について。詳細はもはや繰り返さないが、つまるところ、都督は魏晉南朝を通じて獨立した官ではなく、將軍の領職であった。この視點なくして、魏晉南朝における都督制の展開を正確に理解することは難しい。しかし實際には、この迂遠とも言える都督制の在り方そのものが、現代研究者の誤解を招く一つの要因となっている。『三國志』や『晉書』などの列傳を繙くと、あたかも都督という獨立した官が軍事面で主役となつて活躍しているように見えるからである。表面的には、都督は曹魏初より軍事制度の主役であったと言えなくもない。しかし、都督は單獨で軍事長官として機能する制度ではなかった。將軍という實體があつてこそ、機能する制度だった。都督という皮を一枚めくると、中には將軍が入つていた。曹魏・西晉期の軍事制度の眞の主役は、依然として漢代以來の將軍だったのである。都督制は將軍制度を補完するための補助装置として制度化されたことを、我々は冷靜に受け止めなければならない。都督が主役の座を奪つた東晉南朝においてさえ、將軍は都督の本官として、歴

史の表舞臺から降りることはなかったのである。

おわり

齊梁の際に生きていた蕭子顯でさえも、曹魏・西晉期の都督制を誤解していた。まして、その二百年後の杜佑が、さらには千五百年後の我々が誤解していたのも已むを得ない面がある。しかし、本稿で示したようにその誤解を解く鍵は隨所に現存しているし、誤解を解いたうえで列傳等の具體例を見直すと腑に落ちる部分が多くある。

甚だ雜駁ではあるが、魏晉南朝都督制を粗描してみた。大方の批判を乞いたい。尙、西晉統一期の都督制、東晉以降の都督制について、語らねばならない事柄はまだ山ほどあるが、紙数は既に盡きた。後日を期す。

註

(1) 周知の通り、都督には都督中外諸軍事から下級武官としての都督まで様々な形態がある。本稿ではその中でも特にこれまで都督制研究の中心を占めてきた、地方軍事長官としての所謂「都督諸軍事」を取り上げる。また従前の都督制研究と同じく、四征將軍といえは「征・鎮・安・平」が含まれることを豫めお断りしておく。

(2) 「張鶴泉二〇〇七」の第一章「曹魏都督諸州軍事制度試探」および「張鶴泉二〇一三」によれば、曹魏の都督は將軍の領職であったが、西晉になると第二品の獨立した官になるとする。ただし氏が獨立した官として示す根據は成り立たない。註(8)、(4)参照。

(3) 「越智一九五七」は「東晉以降、都督が四征將軍の上位

に立つ」と述べる。この表現は、氏が都督を獨立した官と見なしたうえでの見解であって、見當違いの説ではある。しかし、「都督が將軍に取って代わる」というテーマの下に氏の意圖を汲み取れば、將軍號が虛號化して都督が主役となったのが東晉以降であるという意味に取れる。もともと、「越智一九八〇」では西晉期に四征將軍が虛號化したとしており、主張が變化している。

(4) ただし「竹園一九八六」は曹魏都督制に中央集權的方向性を見出だす。氏の論考はこれまであまり大きく取り上げられることがなかったが、筆者の見るところ傾聴すべき見解を多く含む。また、「石井二〇〇九」も都督制を無條件に分權的制度と見なすことの非を指摘し、本來は「ヒトを

直接把握する」ことを目的とする、中央集権を志向する制度であったことを論じる。誠に興味深い見解である。しかし、その一方で氏は、三國期の都督諸軍事について明確に「方鎮」として位置付け、分権的性格を見出だす「石井二〇〇七」。都督の根源的な意味と、現実の在り方との間で氏の説明は整合性が取れていないように思う。註(47)参照。「諸軍事」を軍隊、戦争の意味ではないとするのは行き過ぎである。本稿第二章で述べるように、これはまさげもなく「諸軍の事」と訓じて軍隊を示す。要するに處罰の對象が軍隊に限定されるというのがその本義である。

- (5) 「祝總統二〇〇六」は別の視点から論じる。すなわち、氏は曹魏・西晉期の都督には ① 治民権がないこと、② 屬僚の任命権がないこと、③ 募兵・發兵権がないことなどを理由として、分権的な性格を否定する(「王謹二〇〇二」にもこれに近い指摘がある)。この三點はまさしく漢代以來の將軍に當てはまる特徴であり、本稿第一の論點「都督就任者の實體は將軍である」ことを反映している。
- (6) 「山口二〇〇二」は訂正すべき點が多くあり、ここで専ら依據するのは「山口二〇〇三」とする。尙、「山口二〇〇三」は日本ではほとんど参照されていないようであるため、『大手前大學論集』第一七號(二〇一七年三月)に日本語譯を掲載した。

- (7) 大まかにいえば内號將軍とは中央禁軍の將領のポストであり、外號將軍は州郡兵等の地方軍を指揮する將軍號である。「宮崎一九九二・二二八二」

(8) 『通典』宋官品が「宋書」に據っているのは明らかである。一方、晉代の都督が二品であつたと記す史料は『通典』以外に現存しない。強いていえば『晉書』卷二五職官志に「四征鎮安平加大將軍不開府・持節都督者、品秩第二」とあるのが該當するか。しかしこれは明らかに、三品將軍である「四征鎮安平將軍」に「大」の字を加えると二品となり、さらに都督を加えても官品に影響はないことを示しており、むしろ都督が官品とは關係のない肩書であることの證左といふべきである。「小尾孟夫二〇〇一・五六」

- (9) 規定がないのみならず、魏晉南朝期における「都督之印」なる印章の實物も現在に至るまで見つからない。そもそもなかつたと考えるべきであらう。

(10) ちなみに『宋書』に限らず、『晉書』『南齊書』の禮志や輿服志等も含めて魏晉南朝を通じて、こうした各種禮制規定に都督は一切顔を出さない。唯一、註(36)で引用する『隋書』禮儀志の陳制に都督が記されるが、そこでは將軍と一體のものとして記されている。

- (11) この表記に近い例として次の二つを挙げておく。一つは註(8)でも引いた『晉書』職官志の「四征鎮安平加大將軍不開府・持節都督者」、いまひとつは註(36)に引く『隋書』禮儀志の陳制にある「諸將軍使持節都督」という表記。こうした表記は決して珍しくない。尙、李延壽が『南史』『北史』を著して以來、南北朝歷代正史が軽んじられ、流傳に混亂が見られるのは周知の事實である。

(12) 『董超二〇〇〇』は、「軍事面における都督中外諸軍事」と「行政面における録尚書事」のそれぞれの強大な職權を皇帝の左右兩手に擬えたいうで、制度の在り方としての兩者の近似性をも指摘する。

(13) それを證するのが『晉書』卷六三、郭默傳である。「徵爲右軍將軍、默樂爲邊將、不願宿衛。及赴召、謂平南將軍劉胤曰、『我能禦胡而不見用。右軍主禁兵、若疆場有虞、被使出征、方始配給。將卒無素、恩信不著、以此臨敵、少有不敗矣。』」右軍將軍は自らの部隊を専有せず、出征時のみ臨時に部隊を割り當てられることが明確に述べられる。

(14) たとえば「小尾孝夫二〇〇四」は劉宋孝武帝による中央軍の強化について論じるが、強化後に地方に常駐させるようになったという指摘はない。また「小尾孝夫二〇一〇」では宋齊時期の中央軍について、その兵源の多様性に言及している。これは裏を返すと、曹魏・西晉王朝の兵戸制のように安定的に兵士を補給することが出来なかつたことを示唆する。こうした面からも、地方に大軍を常駐させる力は東晉南朝を通じてなかつたと見てよいだろう。

(15) 『晉書』卷八十一蔡豹傳に「初、祖逖爲徐州、豹爲司馬……」とあつて徐州刺史・祖逖の司馬となつたことが記される。司馬は將軍府の幕僚であり州佐ではない。

(16) 実際には都督が兼任するのは刺史だけでなく太守の場合もあつたが、ここではそれらを代表して刺史と表記する。

(17) 『晉書』卷六五、王導傳「今者臨郡、不問賢愚豪賤、皆加重號、輒有鼓蓋、動見相準。時有不得者、或爲恥辱。」

尚、これを裏返していえば軍號を持たない刺史・太守も存在していたのであり、その場合は軍隊を持っていなかった。第四章第一節所引の『宋書』卷六〇、范泰傳を參照。

(18) 「森本二〇〇二」は、「小尾孟夫二〇〇一」の書評において、東晉以降の都督による刺史兼任の常態化について、本來都督の統率する軍が中央軍であるという前提のうえで次のように述べる。「であるならば、州都督の率いる軍が中央直轄軍から地方軍へと性格を變化させた、すなわち軍事力の主體が移行したことが想定される。それはまさに固有の軍事力を持たない東晉王朝が江南土着の軍事力を頼らざるをえなかつた狀況と合致するものである……」と。氏の見通しの正しかつたことがここに證明されたとと言えるだろう。

(19) なぜ、貧弱な中央軍のもと東晉南朝の各王朝は都督制をあえて維持したのか。本稿ではこの點に觸れないが、別稿を準備中である。

(20) 本文では一部のみ引用するが、ここに全文を揭示しておく。尚、後半の「小號將軍」の記述から、比較的下位の將軍であつても太守を兼任する場合には軍府を開きえたこと、言い換えると軍隊を持ちえたことが読み取れる。

自車騎以下爲刺史、又都督及儀同三司者、置官如領兵。但云都督不儀同三司者、不置從事中郎、置功曹一人、主吏、在主簿上、漢末官也。漢東京司隸有功曹從事史、如諸州治中、因其名也。功曹參軍一人、主佐□□記室下、戶曹上。監以下不置諮議・記室、餘則同矣。宋太

- 宗已來、皇子・皇弟雖非都督、亦置記室參軍。小號將軍、爲大郡邊守置佐史者、又置長史。餘則同也。
- (21) 實際にはこの「領兵置佐」「置佐領兵」という語は他の時代には見られず、宋齊時期に特有の何らかの事情が関わっていると考えられるが、今はその問題には觸れない。
- (22) ここでは刺史に限定されているが、実際には太守であっても都督を加えられることがあったのは、正史本紀・列傳の多數の實例に徴して明らかである。
- (23) 兩氏（特に陳氏）は將軍のみならず校尉・都尉や軍司馬などの軍職をも「軍階化」の對象として考察する。軍號の虛號化を「全面的」に論じるためには必要な視點である。ただし、本稿について言えば、直接考察の對象となるのは將軍である。
- (24) 以下、本稿で自説を述べる際には「軍階化」と「虛號化」を區別して用い、「虛號化」とは「軍職機能の喪失」の意で用いる。
- (25) 陳氏の説について、この點は訂正しておくなければならぬ。牙門將や部曲將といった軍職は後漢末の軍閥中にすでに多く確認できるのに対して、軍司馬等の漢代軍職の實例は曹魏成立以後、ほぼ確認できない。第二章で見たように、曹魏時期の軍隊組織は「牙門將・騎督―部曲督―部曲將」となっており、すでに軍司馬等は軍職として機能していなかった。軍隊組織が變化したのは魏晉の際ではなく、漢魏の際である。
- (26) 曹魏から少なくとも劉宋まで、外號將軍號は二・三・四・五品と、八品に置かれていた。『通典』卷三六「魏官置九品」、同書卷三七「晉官品」および『宋書』卷四〇百官志下。
- (27) 念のために申し添えておくが、周知の通り將軍は漢代より既に、實職でなく「榮譽」として利用されることがあった。それは魏晉においても當然變わりはない。そうした一部の事例を以て將軍號全體の虛號化を論ずるのは不當である。
- (28) この直前に、「散騎常侍・監淮北軍事・北中郎將・徐州刺史・假節」として淮陰に駐屯していた劉遐が卒した。郭默はその後任である。劉遐はもと、西晉末に塲主として私兵を擁していたが、「刺史十將軍號」を司馬睿から拜命して東晉の體制内に入った。その後何か轉任しているが、恐らくその度に兵士たち（部曲）を引き連れていたものと考えられる。後任の郭默に對して兵士たちが反亂を起こしたのは、劉遐の子を自分たちの主帥に立てんことを求めたのであって、劉遐とその部曲との間の深い個人的情誼關係が窺われると同時に、郭默自身は兵を持っていなかったことが想定される。『晉書』卷八一、劉遐傳參照。
- (29) 凡諸將軍加大字、位從公。開府儀同如公。凡公督府置佐、長史・司馬各一人、諮議參軍二人。諸曹有錄事、功曹、記室、戶曹、倉曹、中・直兵、外兵、騎兵、長流、賊曹、城局、法曹、田曹、水曹、鑿曹、集曹、右戶、十八曹。城局曹以上署正參軍、法曹以下署行參軍各一人。其行參軍無署名者、爲長兼員。其府佐史則從事中郎二人、倉曹掾・戶曹

屬・東西閣祭酒各一人、主簿舍人御屬二人。加崇者、則左右長史四人、中郎掾屬竝增數。其未及開府、則置府亦有佐史、其數有減。小府無長流、置禁防參軍。

(30) 例えば第七品の條に「庶姓非公不持節將軍置長史」とあるのが一例である。

(31) 同書卷二六、百官志上の陳制「戎號」のくだりでも「諸將起自第六品已下、板則無秩。其雖除不領兵、領兵不滿百人、并除此官而爲州郡縣者、皆依本條減秩石。」とあって、領兵如何による規定が記される。

(32) 「岡部一九九八」は梁陳時代の將軍號の「位階」としての運用實態を分析する過程で、「當時期の將軍が散官としての機能よりも地方軍の統率および軍功と密接な関係をもっていたことが想像される」と指摘する。實例に基づく見解であるだけに、説得力がある。

(33) 「張鶴泉二〇一四」も本稿とは理解の仕方がやや異なるが、東晉期について似たような指摘をする。

(34) 梁末、侯景が「宇宙大將軍・都督六合諸軍事」を自稱したというのは、當時なお、都督と將軍が不可分の関係にあったことを示唆する。註(36)所引の『隋書』陳制も參照。

(35) 『通典』卷三六「魏官置九品」では第四品に「州領兵刺史」があり、第五品に「州單車刺史」がある。また『宋書』卷三九、百官志上では第四品に「刺史領兵者」、第五品に「刺史不領兵者」がある。魏から宋に至るまで、單車刺史は第五品で、將軍號を加えれば第四品であった。南齊時代の官品は不詳。

(36) この『隋書』陳制の「單車刺史」という記述からは、本稿の所論に反して陳代の都督は將軍號を必要としないようにも見えるが、それは違う。同じく『隋書』卷一一、

禮儀志六に載せる陳制には「諸將軍・使持節・都督執節、刺史、進賢一梁冠」とあり、將軍・節・都督が一體のものとして記される。魏晉南朝を通じて、この三者のつながりに變りはない。「單車刺史」と記しているのは、將軍號が刺史の官品に影響を及ぼさないことを明確にするためである。

(37) 管見の限り、梁代において都督を加えると刺史の官品が上昇したという規定は確認できない。しかしこうした變化が生じた契機は、梁武帝の官制改革において外號將軍號の官班（官品）體系がその他の官職から分離されたことにあると考えるのが合理的である。

(38) ○『晉書』職官志

四征鎮安平加大將軍不開府・持節都督者、品秩第二、置參佐吏卒・幕府兵騎如常都督制、唯朝會祿賜從二品將軍之例。然則持節都督無定員。前漢遣使始有持節。光武建武初、征伐四方、始權時置督軍御史、事竟罷。建安中、魏武爲相、始遣大將軍督之。二十一年、征孫權還、夏侯惇督二十六軍是也。魏文帝黃初三年、始置都督諸州軍事、或領刺史。又上軍大將軍曹眞都督中外諸軍事・假黃鉞、則總統內外諸軍矣。魏明帝太和四年秋、宣帝征蜀、加號大都督。高貴鄉公正元二年、文帝都督中外諸軍、尋加大都督。及晉受禪、都督諸軍爲上、監諸軍次之、督諸軍爲下。使持節爲上、持節

次之、假節爲下。使持節得殺二千石以下。持節殺無官位人、若軍事、得與使持節同。假節唯軍事得殺犯軍令者。江左以來、都督中外尤重、唯王導等權重者乃居之。

○『宋書』百官志

持節都督、無定員。前漢遣使、始有持節。光武建武初、征伐四方、始權時置督軍御史、事竟罷。建安中、魏武帝爲相、始遣大將軍督軍。二十一年、征孫權還、夏侯惇督二十六軍、是也。魏文帝黃初二年、始置都督諸州軍事、或領刺史。三年、上軍大將軍曹真都督中外諸軍事、假黃鉞、則總統外內諸軍矣。明帝太和四年、晉宣帝征蜀、加號大都督。高貴公正元二年、晉文帝都督中外諸軍、尋加大都督。晉世則都督諸軍爲上、監諸軍次之、督諸軍爲下。使持節爲上、持節次之、假節爲下。使持節得殺二千石以下。持節殺無官位人、若軍事得與使持節同。假節唯軍事得殺犯軍令者。晉江左以來、都督中外尤重、唯王導居之。宋氏人臣則無也。江夏王義恭假黃鉞。假黃鉞、則專戮節將、非人臣常器矣。

○『南齊書』百官志・州牧刺史の條

魏晉世、州牧隆重、刺史任重者爲使持節都督、輕者爲持節督。起漢從（順）帝時、御史中丞馮敕討九江賊、督揚徐二州軍事、而何・徐宋志云起魏武遣諸州將督軍、王珪之『職儀』云起光武、竝非也。晉太康中、都督知軍事、刺史治民、各用人。惠帝末、乃并任、非要州則單爲刺史。州朝置別駕・治中・議曹・文學祭酒・諸曹部從事史。

(39) 第二章參照。

(40) 沈約（四四一～五一三）と蕭子顯（四八九～五三七）は、

かなり近接する時代に生きていたものの全くの同時代人というわけでもない。生年にしておよそ半世紀、この差が意外と大きい可能性がある。沈約『宋書』が完成したのは南齊の永明六年（四八八年、ただし志の部分はやや遅れるとも言われる）。一方、『南齊書』ははっきりとは分からないが、少なくとも南齊が滅亡した後、梁代であるの言うまでもない。その間に梁武帝の官制改革が實施されている。注(37)でも指摘したように、梁の官制改革は恐らく都督制にも及んでいたと考えられる。これが或いは兩書の記述の違い（言い換えると兩者の都督制に対する認識の違い）を生み出した要因の一つではなからうか。附言すれば、この認識の違いは、都督制の淵源をどこに求めるかという見解にも反映している。即ち、蕭子顯によれば南齊・梁の頃には都督制の淵源として後漢光武帝説・魏武帝説などが竝び立っていたようであり、これらに對して彼は後漢順帝の馮敕（『嚴耕望』一九九〇）の考證によれば馮纁を挙げたうえで光武・魏武説を「竝非也」と否定する。一方、沈約は

光武説と魏武説を併記する（いずれも注(38)參照）。我々は、兩者の都督制に對する認識の相違がここに反映されていることに氣附かなければならない。魏初に制度化された都督制の「直接」の淵源として妥當なのは言うまでもなく魏武説であって、光武帝にせよ順帝にせよ、どちらも「直接」の淵源ではない。ただし、歴史的背景としての「間接的な」淵源というところで言えば、「中央の力で地方を抑える（征伐四方）臨時の軍事長官」という認識に基づけば光

武説に辿り着くであろうし、「在地兵力の長官」(馮緝の「督揚徐二州軍事」という表記を蕭子顯は重視したのであろう)としての淵源を過去に求めれば、それは順帝時に求められる。前者は曹魏西晉期、後者は東晉南朝期のそれぞれの都督像が當て嵌まる。光武説・魏武説を「竝非也」とする蕭子顯が曹魏西晉期の都督制を正しく理解していなかったことは、こうした點からも分かる。

(41) ただし張鶴泉氏は、『晉書』職官志に據つて都督を官品第二の獨立した官と見なす。注(2)、(8)参照。ちなみに『晉書』職官志を「部分的」に引用する研究は決して少なくない。

(42) そもそも都督制變容の轉換點は兩晉交代期にあるため、都督制を論じる際に西晉と東晉は嚴然と區別すべきであつて、「魏晉」という表現は好ましくない。

(43) とともに『通典』卷三二、州牧刺史の條。「魏晉爲刺史、任重者爲使持節・都督、輕者爲持節。……自魏以來、庶姓爲州而無將軍者、謂之單車刺史。……凡單車刺史、加督進一品、都督進二品、不論持節・假節。」

(44) 筆者が参照したものは一九九〇年の第三版であるが、初版は一九六三年である。

(45) 「石井二〇〇九」では『清國行政法』(臨時臺灣舊慣調查會、一九一四)をも都督を分權の制度と見なす先行研究に

挙げる。そこでも「…要地ノ刺史ハ多クハ都督ヲ兼任シ…」(第二編「行政組織」第四章「地方官廳」第一節「支那本部」第一款「歷朝ノ沿革」と、魏晉期を含めて都督となる主體を刺史として記述しており、蕭子顯以來の誤りが脈々と受け繼がれている。

(46) 第一章で述べたように中國では、西晉統一に向けた都督の中央集權的作用に注目した研究が幾つかある。これは嚴氏の誤解を一部克服した研究として非常に重要な成果である。しかし、これらの研究でさえも、やはり都督の方鎮としての側面に囚われているがために、兩晉交代期に起きた變化を説明するのに失敗している。

(47) 「石井一九九二」が、漢代牧伯制の分權志向を克服するために都督制が創設されたとするのは卓見というべきである。註(4)で紹介した「石井二〇〇九」もその延長線上の成果として位置付けられる。およそ石井氏の見解は、都督の本來的な權限を軍事「指揮權」からひとまず切り離れた點や、都督制創設の意義を中央集權の方向で捉える點など、「本質」に關わる部分で大いに首肯できる。しかしながら、あくまでも都督諸軍事を方鎮として捉えるところに限界があるように思う。つまるところ、蕭子顯以來の「東晉南朝の都督像を曹魏西晉期に投影する」という陥穽に、石井氏も陥ってしまったというのが筆者の見解である。

【参考文献一覽】 ※本稿と直接關聯するもののみ最小限擧げるが、實際にはもっとある。

(日文・五十音順)

- 〔石井 一九九二〕 石井仁「漢末州牧考」、『秋大史學』三八。
- 〔石井 一九九三〕 石井仁「四征將軍の成立をめぐる」、『古代文化』第四五卷第一〇號。
- 〔石井 二〇〇五〕 石井仁「六朝都督制研究の現状と課題」、『駒澤史學』第六四號。
- 〔石井 二〇〇七〕 石井仁「三國志の世界——思想・歴史・文學(5) 三國時代の都督制」、『創文』第四九八號。
- 〔石井 二〇〇九〕 石井仁「地方分權化」と都督制、「三國志研究」第四號。
- 〔岡部 一九九八〕 岡部毅史「梁陳時代における將軍號の性格に關する一考察」、『集刊東洋學』七九。
- 〔越智 一九五七〕 越智重明「晉代の都督」、「東方學」一五。
- 〔越智 一九八〇〕 越智重明「魏晉時代の四征將軍と都督」、「史淵」一一七。
- 〔小尾孝夫 二〇〇四〕 小尾孝夫「劉宋孝武帝の對州鎮政策と中央軍改革」、『集刊東洋學』九一。
- 〔小尾孝夫 二〇一〇〕 小尾孝夫「南朝宋齊時代の國軍體制と僑州南徐州」、「唐代史研究」第一三號。
- 〔小尾孟夫 二〇〇二〕 小尾孟夫「六朝都督制の研究」、溪水社。
- 〔川勝 一九八二〕 川勝義雄「東晉貴族制の確立過程——軍事的基礎の問題と關連して——」、同上著書、第Ⅱ部第四章。
- 〔竹園 一九八六〕 竹園卓夫「後漢・魏における地方鎮撫に關する一考察」、『東北大學東洋史論集』第二輯。
- 〔藤井 二〇一三〕 藤井律之「南朝における外號將軍の再檢討」、同氏著『魏晉南朝の選官制度』京都大學學術出版會。
- 〔宮川 一九五六〕 宮川尚志「南北朝の軍主・除主・戍主等について」、同氏著『六朝史研究 政治・社會篇』日本學術振興會、第九章。
- 〔宮崎 一九九二〕 宮崎市定「九品官人法」(『宮崎市定全集』六)、岩波書店。
- 〔森本 二〇〇二〕 森本淳「書評・小尾孟夫著『六朝都督制研究』」、『唐代史研究』第五號。
- 〔山口 二〇〇一〕 山口正晃「都督制の成立」、『東洋史研究』第六〇卷第二號。
- 〔山口 二〇〇三〕 山口正晃「曹魏西晉時期的都督與將軍」、『魏晉南北朝隋唐史資料』第二〇輯。
- (中文・拼音順)
- 〔艾冲 二〇〇二〕 艾冲「論魏晉的『都督諸州諸軍事』制度」、『陝西師範大學繼續教育學報』二〇〇二年第三期。
- 〔陳琳國 一九九四〕 陳琳國「魏晉南北朝政治制度研究」、天津出版社(初出は一九八六年)。

- 〔陳琳國 一九九六〕 陳琳國「曹魏都督制的淵源和定型」、《北京師範大學學報》社會科學版、一九九六年第五期。
- 〔陳奕玲 二〇〇二〕 陳奕玲「魏晉南朝軍號散階化的若干問題」、《燕京學報》新一三號。
- 〔何茲全 一九四八〕 何茲全「魏晉的中軍」、《歷史語言研究所集刊》一七。
- 〔唐長孺 一九八三〕 唐長孺「魏晉州郡兵的設置和廢罷」、同氏著《魏晉南北朝史論拾遺》中華書局。
- 〔童超 二〇〇〇〕 童超「魏晉南北朝軍事領導體制的歷史特點」、《中國史研究》二〇〇〇年第二期。
- 〔王謹 二〇〇二〕 王謹「魏晉軍權分配與管理成效芻議」、《南開學報》二〇〇二年第三期。
- 〔徐成 二〇一二〕 徐成「論曹魏都督轄區的形成及定型」、《中國歷史地理論叢》二〇一二年第三期。
- 〔閻步克 二〇〇二〕 閻步克《品位與職位》中華書局。
- 〔嚴耕望 一九九〇〕 嚴耕望「都督與刺史」、同氏著《中國地方行政制度史·乙部 魏晉南北朝地方行政制度》中央研究院歷史語言研究所(三版)上冊、第二章(初版是一九六三年)。
- 〔姚·邱 一九八八〕 姚念慈·邱居里「西晉都督制度演變述畧」、《北京師範大學學報》一九八八年第二期。
- 〔張鶴泉 二〇〇七〕 張鶴泉「魏晉南北朝都督制度研究」吉林文史出版社。
- 〔張鶴泉 二〇一三〕 張鶴泉「西晉將軍兼任都督諸軍事問題的考察」、《河北學刊》二〇一三年第二期。
- 〔張鶴泉 二〇一四〕 張鶴泉「東晉時期刺史加領將軍號問題的考察」、《南京曉莊學院學報》二〇一四年第一期。
- 〔祝鶴斌 二〇〇六〕 祝鶴斌「八王之亂」爆發原因試探、同氏著《材不材齋文集·上編(中國古代史研究)》三秦出版社(初出是一九八〇年)。

FROM *JIANGJUN* 將軍 TO *DUDU* 都督： MISCONCEPTIONS ABOUT THE *DUDU* SYSTEM

YAMAGUCHI Masateru

There exists an enormous amount of research on the *dudu* 都督, military commanderships, established at the beginning of the Cao Wei 曹魏 dynasty. However, these studies contain some serious misunderstandings, so it cannot be said that the content of the *dudu* system has been made sufficiently clear. This paper corrects these prior misunderstandings and presents a more nuanced examination of the *dudu*.

For example, a common error is to treat those who occupied the post of *dudu* as independent officials. It is also wrong to say, as some scholars have argued, that, “the *cishi* 刺史 held the post of *dudu* concurrently”. In fact, *dudu* was merely a title, and it was given exclusively to the *jiangjun* 將軍. Further, it is also incorrect to state that the rank of *dudu* was established because at the end of the Later Han 後漢, *jiangjun* was becoming an empty title. Of course, it is a fact that the title of *jiangjun* was issued excessively at the end of the Later Han, and *jiangjun* “started” to become an empty title. However, the *dudu* was not established to take the place of the *jiangjun* that had already become meaningless, but instead the *dudu* was a newly founded system created to support the *jiangjun*, which was in the process of losing actual power. About 150 years later, from the end of the Western Jin 西晉 to the beginning of the Eastern Jin 東晉 dynasty, the *jiangjun* had almost entirely lost power, and the *dudu* eventually shed the role of supporting players to become *de facto* military commanders. But we must note that in terms of political institutions, the *dudu* was not an independent official but the title given to the *jiangjun* even at this time.

In addition, there is a misunderstanding in regards to the *dudu* as unequivocally decentralized. However, the central regime, which tended toward centralization, would never have sought to create a decentralized military system. In fact, the *dudu* was originally a centralized system, but from the end of the Western Jin to the beginning of the Eastern Jin dynasty, it dramatically shifted into a decentralized system. This change of character is concerned with the change of relationship of the *jiangjun* to the *dudu*, mentioned above. This paper clarifies the process, cause and the background of this change.

To investigate the origin of these misunderstandings, I critically examined the

Nanqishu 南齊書. Later historical records, such as the *Tongdian* 通典, inherited the mistake made there, misleading researchers ever since. We must adopt a critical stance toward such historical records.

A COMPARISON OF CHINESE AND JAPANESE BOOK CATALOGUES (*SHUMU* 書目)

ENOMOTO Jun'ichi

Considering the characteristics of books in the age of manuscripts, I compared and analysed imperial library catalogues of that period, namely the catalogue chapters of the *Suishu* 隋書, the *Jiutangshu* 舊唐書, and the *Xintangshu* 新唐書 as well as the *Nihonkoku genzaisho mokuroku* 日本國見在書目錄. My aim has been to answer two questions: From what period is the bibliographic information in the *Suishu*, and what Chinese books were brought back to Japan by the missions to Sui China (Qiansuishi 遣隋使)?

Heretofore, opinion has been divided as to whether the bibliographic information in the *Suishu* is from the Sui period or from the early Tang period. My comparison of the catalogue contained in the *Suishu* to the catalogues from the Tang period revealed multiple differences between the information recorded in the two types, making it clear that the information is basically from the Sui period. Furthermore, having considered the inclusion of numerous books from the Daye 大業 Era (605–618), I point out the possibility that the catalogue chapter in the *Suishu* is based on the *Daye Imperial Catalogue* (*Daye zhengyushu mulu* 大業正御書目錄).

Next, using the aforementioned result that the bibliographic information in the *Suishu* is indeed from the Sui period, I compared the catalogue chapter in the *Suishu* to the *Nihonkoku genzaisho mokuroku* to estimate which books were brought back from China by the Japanese missions. I made a specific estimation of those books by primarily applying the following categories: books listed in the *Suishu* and the *Nihonkoku genzaisho mokuroku*, but not in the Tang catalogues; books only listed in the *Nihonkoku genzaisho mokuroku*, but clearly from the Sui period; and books whose detailed bibliographic information in the *Suishu* and the *Nihonkoku genzaisho mokuroku* matches, but differs from that in the Tang catalogues. I present my opinion on the matter whilst also giving concrete examples of how the imported Chinese books were later utilised in Japan (Yamato).